

(受理番号) 29-1	(受理年月日) 平成29年2月10日
<p>件名</p> <p>要旨</p>	<p>請 願</p>
	<p>骨髄等移植ドナーに対する支援の充実を求める意見書の提出について</p> <p>骨髄移植や末梢血幹細胞移植は、白血病や再生不良性貧血などの病気によって、正常な造血が行われなくなった患者の造血幹細胞を、健康な方の造血幹細胞と入れかえることで造血機能を回復させる治療法で、日本では骨髄バンク事業が1992年から開始され、骨髄や末梢血幹細胞の善意の提供により、これまで多くの患者を救う実績を上げている。</p> <p>現在、骨髄バンク事業におけるドナー登録者数は46万人を超え、骨髄バンクで骨髄や末梢血幹細胞の移植を希望する患者の9割以上は、少なくとも1名以上のドナーが見つかるようになったが、そのうち6割程度の患者しか移植を受けることができず、その原因として、ドナーの健康上の問題のほかに、提供に係る事前の通院や入院等のための休暇制度の問題などがあると指摘されている。</p> <p>骨髄バンク事業では、骨髄等の提供に必要な検査・入院等の費用が不要であるとともに、万一、健康被害が生じた場合も日本骨髄バンクによる団体傷害保険が適用されるなど、ドナーの負担軽減のためのさまざまな取り組みが行われているが、ドナーが検査や入院等で休業した場合の補償は行われておらず、ドナーが安心して骨髄等を提供できる仕組みづくりが喫緊の課題となっている。</p> <p>については、ドナーに対する支援を充実するため、下記の項目について国に意見書を提出されるよう請願する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 国が事業主向けに策定した「労働時間等見直しガイドライン」について、ドナー休暇制度の策定を明示するなどの改正を行い、企業等の自主的な取り組みを促進するとともに、ドナー休暇の制度化について検討すること。</li> <li>2 国として、ドナーが骨髄等の提供に伴う入院、通院、打ち合わせ等のために休業する場合における補償制度の創設について検討すること。</li> </ol>